

写真の保存・修復に関する研究のために設立された、我が国最初の当保存科学研究室では、写真保存用包材、修復用材料などの写真適正試験をはじめ、各種写真の保存条件、展示照明条件などの最適化を実施している。また、画像劣化の原因を排除するため、収蔵庫や展示環境における空気質の清浄化を含めた保存科学全般にわたる調査研究を行っている。

1. 今年度の研究内容

東日本大震災では、津波による微生物や栄養分によって、ゼラチン層の溶解やかびの発生などが生じたため、写真修復家、東京文化財研究所名誉研究員と共に、被災写真資料の救済を検討してきた。今年度は、写真に影響がない界面活性剤の検討と防黴の効力を保持するチアゾリン系混合溶液含有防黴剤の最小濃度を求めた。また細菌などの微生物やカビの菌糸を死滅させる殺菌・酵素フィルタの活用も検討した。これらの結果は、5月に開催された Joint Annual Meeting & Conference of the American Institute for Conservation and the Canadian Association for Conservationにおいて、“Study for Approaching Mold Problems on Photographic Materials Using Antifungal Agent and Enzyme Sheet”と題して共同研究者から報告した。

文化財を後世に伝えるために重要な役割を担う保存専門家が従事している文化財公開施設および相当施設は極僅かである。また専門職員(学芸員)が十分に配置されていない場合も少なくない。そこでこのような現状と未来に備え研究グループを立ち上げた。特定の文化財を守り伝えていく施設同士(横)と世代(縦)をつなぐ持続可能型保存ネットワークの構築を研究テーマとしている。最初の試みとして、初めて映像資料において重要文化財に指定された銀板写真(以下、ダグレオタイプ)に着目し、国内に現存する幕末期13枚のダグレオタイプの悉皆調査を日本大学、東京国立博物館、写真保存修復家と共同で進めた。この研究グループは30~60歳代の幅広い世代の写真保存の専門家で構成した。研究グループが各保管施設に赴き、管理担当者と共にダグレオタイプのカルテ作りや情報交換などを行った。現在、調査データは、各所蔵館、写真保存の専門家で共有されているが、将来に渡って円滑な知識の継承を行うために、関係者がいつでもアクセスできる永年管理可能な手法も探っている。このようなネットワークを活用して、写真保存の専門家は最新の情報を各所蔵館に提供することができる。収蔵環境や展示方法などを整え、ダグレオタイプの画像を永きに渡って閲覧可能とすることで社会に還元する。6月に開催された第38回文化財保存修復学会では、調査内容、調査から見えてきた課題について報告した。

最も一般的に使われてきた写真フィルムのベースであるTAC(トリアセテートセルロース)には、ビネガーシンドロームと呼ばれる劣化現象がある。IMAGICAとの共同研究として、記録された画像の救済を目的に、傷んだTACからPETに写す映像分野での複製技術が写真分野へ転用できるか否かを検討した。近年、映画の世界では、デジタル復元やフィルム復元が盛んに行われ、その復元の際にはフィルム表面のキズの軽減も実施している。しかし映画フィルムはスクリーンで見る媒体であり、写真フィルムは紙焼きにする媒体である。写真フィルムにおいては、より解像度や階調の再現性を損

なわずに新たなフィルムベースへの写し変えが求められる。解像度、階調、フィルム表面のキズの軽減の3点に着目し、4種類の複製方法を評価した。

持続可能型保存ネットワークに関する研究
～ダグレオタイプ保存ネットワーク構築の試みからの提案～
◎山口孝子(東京都写真美術館)、荒木臣紀(東京国立博物館)
三木麻里(写真修復家)、高橋則英(日本大学)

目的

保存専門家が従事している文化財公開施設は極僅かであり、専門職員が十分に配置されていない場合も少なくない。このような現状と未来に備え、特定の文化財を守り伝えていく施設同士(横)と世代(縦)をつなぐ、持続可能型保存ネットワークの構築を研究テーマとしている。

最初の試みとして、国内に現存する幕末期13枚のダグレオタイプ(以下、ダグレオタイプ)の調査結果を中間報告する。

調査方法

知識の円滑な継承のため、幅広い世代で構成した30~60歳代の写真保存の専門家各保管施設に赴き、管理担当者と共に調査を進めた。

1 調査研究の趣旨説明、最近、ダグレオタイプで生じた劣化に関する情報の提供。
2 収蔵場所、空気の設定温度とどの管理方法、箱、寸法、重量、ケースやハウジングの状態、画像の状態、展示頻度、保管箱の構成などを聞き取りながら調査。
3 各調査施設に、カルテ(調査内容)を中性紙にコピー、調査時の音声録音データ、画像データを送付。

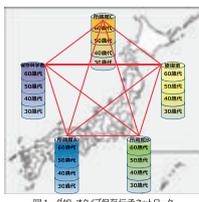


図1 ダグレオタイプ保存ネットワーク

ダグレオタイプとは

Louis Jacques Mandé Daguerreが1839年8月19日にフランスで発表した世界的な実用写真方式である。銀板または銅板を感光剤に、硝子板の高気圧で表面をヨウ化銀化し感光性を与える。この感光板をカメラに装着して撮影後、水銀蒸気による水銀画像が現れる。これは濃度の高い食塩水に浸し、未露光部のヨウ化銀を除去して、変化した画像が現れる。

2013年に日本政府が「水銀に関する水俣条約」(現況：50か国・地域が批准、2016年発効予定)に採択・署名したため、今後、制作が困難な写真技法となる。

左写真
豊後県熊野古成集館蔵：
島津宗彬像 1857(安政4)
平成11年 写真技法における最初の重要文化財指定。
幕末期の日本人の撮影によるダグレオタイプはこの1枚しか見つかっていない。

調査風景 調査結果

1 撮影名: Eliphalet Brown Jr.
平日発行所蔵 奥山川森蔵
1854(嘉永7年)
日本大学学芸学部蔵
平成18年 重要文化財指定

2 撮影名: Eliphalet Brown Jr.
石塚義成蔵 田中博蔵
1854(嘉永7年)
個人蔵
平成18年 重要文化財指定

3 撮影名: Eliphalet Brown Jr.
松原宗義蔵 田中博蔵
1854(嘉永7年)
富都市立図書館博物館蔵
平成18年 重要文化財指定

4 撮影名: Eliphalet Brown Jr.
松原宗義蔵 田中博蔵
1854(嘉永7年)
松原宗義士資料館蔵
平成18年 重要文化財指定

5 撮影名: Eliphalet Brown Jr.
遠藤文在蔵 田中博蔵
1854(嘉永7年)
松原宗義士資料館蔵
平成18年 重要文化財指定

表1 北海道、関東、関西の6施設7枚のダグレオタイプの調査概要

資料番号	調査日	収蔵状況	担当人数	プリントサイズ	寸法(縦×横×厚 mm)	重量 g	備考
1	2015/07/21	収蔵庫、紙製保存箱	2	ハーフ・プレート	153 × 122 × 19	170 (写真を削り322、重48)	画像は良好。ケースは蓋が外れている。
2	2016/09/11	収蔵庫、箱封、紙製保存箱	2	クォーター・プレート	107 × 82 × 6 (内封)	198.7	画像は良好。ケースは蓋が外れている。カバーガラスの汚れ。
3	2015/09/29	収蔵庫内倉庫、紙製保存箱	2	ハーフ・プレート	154 × 123 × 20 (143 × 108 × 8 内封)	365	画像の8割が消失、ハウジングに不備、カバーガラスの汚れ。
4	2015/09/30	松原宗義資料館 収蔵庫、箱封	3	ハーフ・プレート	152 × 121 × 16 (141 × 108 内封)	386	画像がやや不明瞭、ハウジングに不備、カバーガラスの汚れ。
6-1	2016/12/22	収蔵庫、紙製保存箱	3	ハーフ・プレート	152 × 120 × 18.3	388.4	画像は良好だが一部腐食、カバーガラスの劣化
6-2	2016/01/19	収蔵庫、紙製保存箱	2	クォーター・プレート	151 × 127 × 8.7	176.6	画像の状態は良好。
6-2	2016/01/19	収蔵庫、紙製保存箱	2	クォーター・プレート	150 × 126 × 8.3	180.9	画像は良好だが一部腐食、カバーガラスの劣化

- 考察** 各施設の担当者は、専門外であることから疑問が生じても尋ねる先や術を持ち合わせていなかった。保存科学者、修復家、他の所蔵館とネットワークが構築され、保存に関する記録が相互に閲覧できれば、各々が抱える問題は共有され、適正対応が図れる。
- 今後** ▶ハウジングの方法が検討されている2枚のダグレオタイプの追跡。
▶患部観察用の顕微鏡を含み、残り6枚の調査。
▶シンポジウムの開催。
- 引用文献** ①『写真の保存・展示・修復』日本写真学会 保存保存研究会編、保蔵野ウヰエ小
- 謝辞** 当研究は平成27年度公益財団法人文化財保存・芸術研究助成財団の助成を受けて行いました。

2. 教育・普及活動

館内のみならず、外部からの写真保存に関する問い合わせに応じることも、当研究室の重要な業務となっている。その他、博物館学実習、日本写真学会主催のセミナーや日本写真学会誌への執筆、日本写真保存センターなどの各委員活動を通じて、写真保存の教育普及をおこなっている。

3. 収蔵作品の保存環境整備

大規模改修工事が終了し、収蔵庫内のIPM清掃後に収蔵作品を外部収蔵庫から本館収蔵庫に移送し、新規棚への登録作業を進めた。購入・寄贈・寄託による新たな収蔵作品を迎え、材質を含めた適切な保存箱の選定や作製を継続して行っている。今年度は20003743~20003745の3点の保護処理を進めた。外部収蔵庫と本館収蔵庫の温度湿度のモニタリング、月1回の害虫生息状況調査、年2回の菌類の生息状況調査、バクシプインジケータ®(酢酸・アンモニア)による空気質の検査は、引き続き実施している。

写真・映像に関する専門図書室として、国内外で出版された写真集を中心に、評論、写真史・映像史、技法書、一般美術書、展覧会カタログ、専門雑誌、美術館ニュース、ちらしなどの収集、整理、保存を行い、一般に公開している。美術館活動を支援するための調査・研究に必要な資料・情報の提供も行っている。

平成20年4月より国立情報学研究所(NII)の総合目録データベースNACSIS-CATに参加し、全国の大学図書館、専門図書館等が使用している、より詳細で標準化された書誌データをインターネット上の蔵書検索ページに公開している。

また美術図書館横断検索ALC (Art Libraries' Consortium) の参加館となっており、近郊の美術図書館(9館)の蔵書を横断的に検索することも可能である。

平成26年4月からは、クラウド版図書館システムの導入とともに図書室HPがリニューアルしたことを受け、より分かりやすく使いやすい蔵書検索ページになったことに加え、これまでシステム上実現出来なかったインターネット上での雑誌検索も可能となった。

平成28年9月3日のリニューアル・オープンに向けて、図書室の内装やサイン等の準備を進める一方で、平成28年4月20日より外部倉庫に預けていた資料の図書室への搬入及び配架作業を実施、5月18日から書架移動及び休館中に受け入れた資料の配架作業の実施、6月23日から18日間かけ蔵書点検を実施し、開室準備を行った。

1. 収集

所蔵資料数
図書(冊数)

	購入	寄贈	合計
和書	9,870	19,892	29,762
洋書	9,095	4,950	14,045
合計	18,965	24,842	43,807

逐次刊行物(タイトル数)

和雑誌	1,410
洋雑誌	365
合計	1,775

2. 整理

当室ではシステムのリプレイス後の平成20年より、データ登録をはじめ受入より装備、配架までの整理業務をすべて自館で行っている。

平成28年度登録冊数

	購入	寄贈	合計
和書	197	886	1,083
洋書	107	223	330
合計	304	1,109	1,413

	購入	寄贈	合計
和雑誌	256	703	957
洋雑誌	191	216	407
合計	447	919	1,366

3. 特別整理

平成28年6月23日(木)から7月19日(火)の計18日間に蔵書点検を行った。対象は図書・雑誌約93,000冊である。別途アサヒグラフ、他3誌約5,700冊を平日作業内で点検した。

4. 保存

破損等のある資料の製本・修復(外部委託)をすることによりその保全を図った(154冊)。また、中性紙箱・保存用封筒等を活用し保存に努めた。

5. サービス業務

※平成26年9月24日(水)～平成28年9月2日(金)まで改修工事に伴う休館によりサービスを休止した。

(1) 閲覧サービス

図書室は一般公開しているが、館外貸出は行っていない。資料は、閲覧室に設置したコンピューター3台で検索できる。

(2) レファレンスサービス

写真、映像に関する図書資料についての質問および所蔵状況についての問い合わせに応じている。来室者からの問い合わせの他、電話、文書での問い合わせにも応じている。

これらの質問についての回答のうち、今後のサービスに役立つものは、記録票を作成し、ファイルして活用している。

(3) 複写サービス

当室所蔵の資料について著作権の範囲内で複写サービスを行っている。

(4) 図書の展示

「新着図書コーナー」、「展覧会関連図書コーナー」を閲覧室内に設け継続的に展示を行っている。展覧会関連図書リストを作成し、会場で配布している。展覧会ごとの展示冊数は次のとおりである。

展覧会名	展示冊数
リニューアル・オープン/総合開館20周年記念 杉本博司 ロスト・ヒューマン Hiroshi Sugimoto Lost Human Genetic Archive	56冊
総合開館20周年記念事業 TOPコレクション 東京・TOKYO TOP Collection: Tokyo Tokyo and TOKYO	31冊
総合開館20周年記念事業 東京・TOKYO 日本の新進作家vol.13 Tokyo・Tokyo and TOKYO: Contemporary Japanese Photography vol.13	36冊
総合開館20周年記念事業 アピチャットポン・ウィーラセタクン 亡霊たち Apichatpong Weerasethakul Ghosts in the Darkness	25冊
総合開館20周年記念事業 第9回恵比寿映像祭「マルチプルな未来」 Yebisu International Festival for Art & Alternative Visions 2017: Multiple Future	17冊
総合開館20周年記念事業 夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 総集編 Dawn of Japanese Photography: The Anthology	25冊
総合開館20周年記念事業 山崎博 計画と偶然 YAMAZAKI HIROSHI/CONCEPTS AND INCIDENTS: A RETROSPECTIVE FROM THE LATE SIXTIES ONWARDS	10冊
フォトジャーナリスト 長倉洋海の眼 地を這い、未来へ駆ける Eyes of photojournalist, Hiromi Nagakura - crawl and run towards the future	26冊

6. 平成28年度利用統計（平成28年8月31日まで改修工事中）

	開室日数	入室者数	出納冊数	レファレンス件数	コピー枚数	Web版OPAC訪問数
4月	—	—	—	—	—	1,577
5月	—	—	—	—	—	647
6月	—	—	—	—	—	628
7月	—	—	—	—	—	689
8月	—	—	—	—	—	1,157
9月	24	3,138	1,574	206	1,186	3,547
10月	26	2,979	1,542	159	997	3,159
11月	26	2,845	1,396	165	1,489	2,878
12月	24	2,677	1,194	142	1,953	1,847
1月	22	2,509	1,327	112	765	1,903
2月	15	1,501	1,296	81	618	1,478
3月	24	2,199	1,425	143	895	2,022
合計	161	17,848	9,754	1,008	7,903	21,532
一日平均	—	111	61	6	49	—

7. 改修工事後の刷新点

- (1) 効率的な利用を考慮し、利用者端末台数を2台から3台へ、また、レシートプリンターを1台から3台へ増やした。
- (2) 開架図書を4分の1程度差し替え、一新した。
- (3) 複写サービスを白黒に加え、カラーも利用できるようにした。
- (4) より機能的で心地よい空間を創るため、家具とレイアウトを部分的に一新した。（カタログ用書架、端末用机、キャレル、カウンター、整理棚、ソファー、新着用書架、チラシスタンド、展示台、椅子〔一部張替〕、大机の修繕）
- (5) 入口の案内及び配布用利用案内、室内掲示物を一新した。

● その他

- (1) 展覧会への貸出は1件6冊であった。
- (2) 図書室への見学は23件、取材は9件であった。
- (3) 図書室利用者サービスに関するアンケート実施。
- (4) ALC参加館間でカタログ交換を実施した。
- (5) コンテンツシートサービスの実施。
- (6) フォトコンテスト情報・他館の写真展情報の提供をした。
- (7) 平成28年12月22日よりキャレルでパソコン等の端末を使用する利用者に電源の供給を開始した。



リニューアル・オープン後の室内の様子



展覧会関連図書コーナー（杉本博司展）

実験劇場

写真と映像の専門美術館の新しいあり方の試みとして、平成12年度より、館の活性化を図るために、「実験劇場」という名称の試みが行われている。これは、年間を通じ、1階ホールにて、商業的には小規模でも良質な作品や将来を担う国内外の有望な若手新進監督の映画作品など、美術館ならではの作品を選定し、上映している。近年は写真美術館の特色を示すため、「アート&ヒューマン」をコンセプトに作品を選定することに重点を置いている。宣伝・告知に関しては、配給会社のネットワークにより、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・駅広告やウェブ展開など幅広く告知するとともに、ターゲット層を狙ったチラシ配布等で宣伝を行っている。

リニューアルオープンにあたり、映写機材としてDCP（デジタルシネマパッケージ）を新たに導入した。35ミリフィルムや16ミリフィルム映写機も合わせて設置し、多様な上映素材に対応できるようにし、当館にふさわしい国内外の優れた映像作品を、より良い鑑賞環境で上映できるよう、映写、音響機器の充実を図った。



世界が魅せられた ふたりの異才 草間彌生×山口小夜子 ～松本貴子監督ドキュメンタリー特集～

平成28年9月4日（日）～9月9日（金）5日間
配給会社：株式会社コンパス

〈上映作品〉
『氷の花火 山口小夜子』
2015年／日本／97分

生前、山口小夜子と交友のあった松本貴子監督が、彼女と親交のあった人々の証言と、残された貴重な映像に触れながら「山口小夜子」を探す旅に出る。

『草間彌生 わたし大好き』
2008年／日本／102分

未だに止むこと無く世界の美術界を疾走する草間彌生を、1年半もの間、追い続けた渾身のドキュメンタリー映画。



列聖記念 マザー・テレサ映画祭

平成28年9月10日（土）～9月30日（金）18日間
配給会社：合同会社東風

〈上映作品〉
『マザー・テレサと生きる』
(2009年／日本／73分／監督：千葉茂樹)
『マザー・テレサとその世界』
(1979年／日本／55分／監督：千葉茂樹)
『マザー・テレサの祈り 生命(いのち)それは愛』
(1981年／日本／30分／監督：千葉茂樹)
『母なることの由来 -デジタル復刻版-』
(1986年／アメリカ／83分／製作・監督：アン・ペトリ、ジャネット・ペトリ)
『母なるひとの言葉』
(2004年／アメリカ／55分／製作・監督：アン・ペトリ、ジャネット・ペトリ)
『マザー・テレサの遺言』
(1996年／ドイツ／43分／監督：マーセル・パウアー)
『すばらしいことを神さまのために
～Something Beautiful For God～』
(1969年／イギリス／50分／製作・監督：ピーター・シェファール)

2016年3月、バチカン（ローマ法王庁）はマザー・テレサを、ローマ・カトリック教会で最高位の崇敬対象となる「聖人」に認定した。式典（列聖式）は2016年9月4日、マザーの命日（9月5日）の前日に執り行われた。マザー・テレサの列聖を記念して、マザー・テレサという一人の女性の生き方を記録したドキュメンタリー映画7本を上映した。



『地球交響曲（ガイアシンフォニー）第八番』
凱旋ロードショー 全作品一挙公開

平成28年10月1日（土）～ 10月16日（日）13日間

配給会社：有限会社 龍村仁事務所

〈上映作品〉

- 『地球交響曲 第一番』（1992年／120分）
- 『地球交響曲 第二番』（1995年／130分）
- 『地球交響曲 第三番』（1997年／150分）
- 『地球交響曲 第四番』（2001年／135分）
- 『地球交響曲 第五番』（2004年／133分）
- 『地球交響曲 第六番』（2006年／127分）
- 『地球交響曲 第七番』（2010年／126分）
- 『地球交響曲 第八番』（2015年／115分）

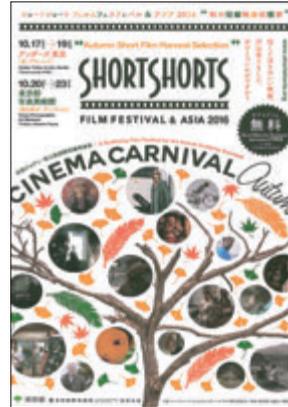
映画『地球交響曲(ガイアシンフォニー)』とは、イギリスの生物物理学者ジェームズ・ラブロック博士の唱えるガイア理論、「地球はそれ自体がひとつの生命体である」という考え方に勇気づけられ、制作されたオムニバスのドキュメンタリー映画シリーズである。美しい映像と音楽、珠玉のことばの数々によって織り成されるこの映画は、環境問題や人間の精神性に深い関心を寄せる人たちのバイブル的存在となっており、1992年公開の『地球交響曲第一番』から2015年公開の最新作『地球交響曲第八番』まで、草の根の自主上映を中心とした上映活動だけでこれまでに延べ250万人に上る観客を動員、その数は今なおとどまることなく、かつてないロングランヒット作となっている。

DigiCon6 JAPAN Awards

平成28年10月15日（土）1日間

主催：株式会社 東京放送ホールディングス

アジアの11地域で開催され、優れたコンテンツクリエイターを発掘・育成するTBS主催の映像コンテストDigiCon6 ASIA。このうち、日本国内の応募作品を審査し優秀作品を表彰するDigiCon6 JAPAN Awardsを開催した。最新のデジタルを駆使した3Dアニメーションやストップモーション、実写などバラエティーに富んだ数々の作品が集まり、18歳以下を対象としたYouth部門では社会派、アート系作品などの応募があった。次世代のデジタルコンテンツを担う若手クリエイターの活躍を紹介する機会となった。



ショートショート
フィルムフェスティバル & アジア
秋の短編映画収穫祭

平成28年10月20日（木）～ 10月23日（日）4日間

主催：ショートショートアジア実行委員会

米国アカデミー賞公認・アジア最大級の国際短編映画祭ショートショート フィルムフェスティバル & アジア (SSFF & ASIA) は、ショートフィルムの魅力を広めることと、若手映像作家の育成を目的に毎年開催しており、SSFF & ASIA 2016グランプリ受賞作品ほか世界中のショートフィルムを上映。スペシャル上映として、マーティン・フリーマン主演『ミッドナイト・オブ・マイ・ライフ』、スティーブ・ブシェミ出演『最期のおもてなし』等上映した。ワークショップでは、講師として塚本晋也監督が登壇した。

映画「眠れる美女」特別上映会
東京文化会館開館55周年
日本ベルギー友好150周年記念
オペラ「眠れる美女～House of the Sleeping
Beauties～」関連事業

平成28年11月4日（金）1日間

主催：東京文化会館

〈上映作品〉

『眠れる美女』

1968年公開 近代映画協会 配給：松竹株式会社

35ミリフィルム上映

ゲストコメンテーター 福田淳子氏

2009年にベルギー・モネ劇場で初演、その後ヨーロッパ各地で上演され、高い評価を得たオペラ『眠れる美女』が東京文化会館大ホールで日本初演されるのを記念して、原作を同じくし、1968年に公開された映画『眠れる美女』の特別上映を行った。近年ではほとんど上映されることがない貴重な作品を35ミリフィルムにて上映した。



『追憶』

平成28年11月5日(土)～12月11日(日) 30日間
 2015年/日本/76分/製作:奥山和由 /監督:小栗謙一/
 語り:美輪明宏
 配給会社:太秦株式会社

第二次世界大戦終結から70年を迎えた2015年4月9日、天皇・皇后両陛下がパラオ共和国ペリリュー島の慰霊碑で戦没者を追悼された。1944年9月15日から11月24日、ペリリュー島では70日に及ぶ激戦の末、日本軍、米国軍合せて1万を超す命がこの地に散った。余りにも悲惨で苛烈であったが故に、日米双方で語られる事がなかった。本作は、米国防総省、米海兵隊歴史部、米国立公文書館に保存されている膨大な映像と、日本の自衛隊第8師団、NHKに残る貴重な資料により、ペリリュー島の真実を描くドキュメンタリー映画である。これほどまでの膨大な日米双方からの資料映像が見られる作品はいままでに前例がなく、歴史的にも大変意味のある作品となっている。ペリリュー島の戦いを生き抜いた元日本兵、アメリカの元海兵隊兵士、島民の貴重なインタビューにより、そこで、その時、何が起き、「指揮官は、兵士は、民間人は、何を思ったか」と言う視点を通して、日米に甚大な惨劇を生んだ戦場の島を見つめる。



『ウォーナーの謎のリスト』

平成28年11月5日(土)～11月13日(日) 7日間
 2016年/日本/116分/監督:金高謙二
 配給会社:シネマボックス株式会社

第二次世界大戦の舞台裏。日本の文化財を救おうとした外国人たちがいた。米国人美術家ラングドン・ウォーナーもその一人。日本において空爆すべきでない151ヶ所のリスト「ウォーナー・リスト」を作成した人物である。「ウォーナー・リスト」には、国宝から個人所蔵の宝まで150を超える日本の文化財リストが記されている。例えば世界最大規模を誇る古書店街神田神保町の一画は、太平洋戦争中空襲を受けなかったが、そこには、夏目漱石の門下で、親日家のロシア人セルゲイ・エリセエフが大きく関与したとされている。文化財とは人類共通の結晶であり宝である。アメリカ国立公文書館、議会図書館に残された資料、イエール大学図書館、ハーバード大学図書館、ボストン美術館、台湾国立図書館等の資料をもとに、30名に上る証言者たちが太平洋戦争に隠された知られざる史実を紐解くドキュメンタリー映画である。



『ホライズン』

平成28年11月12日(土)～12月11日(日) 25日間
 2015/スイス、キューバ/71分/監督:アイリーン・ホーフアー
 配給会社:株式会社 T&Kテレフィルム

視力を失いながらも踊り続け、バレエ界で最高位の“プリマ・バレリーナ・アッソルータ”の称号を得た伝説のバレリーナ、アリシア・アロンソ。90歳を過ぎた今も、世界的なダンサーを次々と輩出するキューバ国立バレエ団の芸術監督として情熱的に指導を続ける。お互いが良き理解者であるカストロ兄弟とアリシアは、バレエをキューバ革命における文化の礎と位置付けて発展に力を尽し、白人の上流階級のものであったバレエと、その訓育の門戸を広く開放する変革に成功した。困難を乗り越えて挑戦を続け、キューバを象徴する存在となった一人の女性の驚くべき人生を、貴重な記録映像を交えて紹介し、オールド・ハバナのノスタルジックな街並みを背景に、彼女が地平を押し広げ、類い稀な発展を遂げたキューバのバレエの“今”を捉えた、詩情あふれるドキュメンタリー映画である。



『マリア・カラス 伝説のオペラ座ライブ』

平成28年12月13日(火) ~ 平成29年1月6日(金) 17日間
 1958年/フランス/115分
 配給会社：株式会社 T&Kテレフィルム

1958年12月19日、史上最高の歌姫として世界中の注目を集めていたマリア・カラスは、満を持してパリ・オペラ座にデビューした。客席にはフランス大統領をはじめ、ブリジッド・バルドー、ジュリエット・グレコ、ジャン・コクトー、チャールズ・チャップリンなど、セレブリティがずらりと並び、劇場の外にも歌姫を一目見ようと人々が詰めかけた。本作はその伝説的なガラ・コンサートの全てを撮影したライブ映像で、現存するアーカイヴ映像中、最も完全な形で絶頂期のマリア・カラスの姿を伝えるものである。特にコンサート後半に上演される歌劇「トスカ」の第二幕は、カラスが残した唯一のオペラ上演映像で(他には引退状態となる前年、1964年に演じた同幕の映像があるのみ。)、1950年代の10年間に凝縮されるカラスの最盛期の舞台を今に伝える貴重なものである。序曲演奏などを含めたコンサートの全貌を明らかにする完全版を上映した。



『聖なる呼吸 ヨガのルーツに出会う旅』

平成28年12月13日(火) ~ 平成28年12月25日(日) 8日間
 2011年/ドイツ、インド/105分/監督：ヤン・シュミット＝ガレ
 配給会社：有限会社 アップリンク

今やヨガ人口は世界で3億人と言われるが、20世紀初頭、インドでヨガは少数の年配者や僧侶だけにしか知られていなかった。当時、大学でヨガの実践と哲学を教えていたクリシュナマチャリアは、マイ

ソール王国の君主に雇われ、身体能力を高めるための古典ヨガを発展させた新たなヨガの方式を確立し、これが現代ヨガの源流となった。南インドの美しい風景と貴重な映像を交え綴られる、ヨガのルーツに出会うドキュメンタリー映画である。



『創造と神秘のサグラダ・ファミリア』

平成28年12月13日(火) ~ 12月24日(土) 8日間
 2012年/スイス/94分/監督：ステファン・ハウプト
 配給会社：有限会社 アップリンク

スペイン、バルセロナ。2005年に世界遺産に登録され、年間3百万人を超える世界中からの観光客を魅了するバルセロナのシンボル、サグラダ・ファミリア。かつて、完成までに300年かかると言われていたカタルーニャの建築家アントニ・ガウディの世紀の一大プロジェクト「サグラダ・ファミリア」は、いかにして2026年完成予定となったのか。1882年の着工から133年経った現在に至るまでまだ完成していない建築プロジェクトを、スタッフしか入れない内部の映像と建築関係者らのインタビューによって解明するドキュメンタリー映画である。

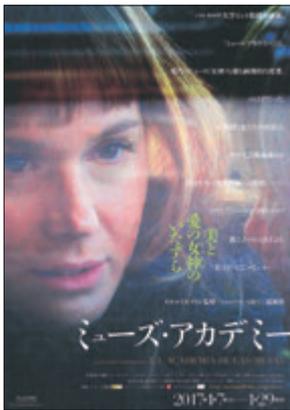


『湾生回家』

平成28年12月20日(火) ~ 平成29年1月6日(金) 11日間
 2015年/台湾/111分/監督：ホアン・ミツチェン
 配給会社：太秦株式会社

第二次大戦後、敗戦によって台湾から日本本土へ強制送還された日本人は、軍人・軍属を含め50万人近かったと言われている。そこで生

まれ育った約20万人の「湾生」と言われる日本人にとって、台湾は紛れもなく大切な「故郷」だった。しかし、歴史の転換によって、彼らは故郷から引き裂かれ、未知の祖国・日本へ戻された。戦後70年という長い年月を経るなかで、「湾生」が高齢化し、「湾生」が忘れ去られようとしている。本作は、40名近い方に取材をし、そのうち6名の方の物語を中心に、「湾生」たちの人生、引揚者の想い、望郷の念を記録した台湾のドキュメンタリー映画である。



『ミュージズ・アカデミー』
ホセ・ルイス・ゲリン監督特集上映
「ミュージズとゲリン」

平成29年1月7日(土)～1月29日(日) 20日間
配給会社：コピアポア・フィルム株式会社

〈上映作品〉

- 『ミュージズ・アカデミー』(2015年/96分)
- 『ベルタのモチーフ』(1983年/120分)
- 『思い出』(1985年/5分)
- 『イニスフリー』(1990年/108分)
- 『影の列車』(1997年/82分)
- 『工事中』(2001年/133分)
- 『シルビアのいる街の写真』(2007年/67分)
- 『シルビアのいる街で』(2007年/85分)
- 『ゲスト』(2010年/133分)
- 『アナへの2通の手紙』(2010年/28分)
- 『ある朝の思い出』(2011年/45分)
- 『サン＝ルイ大聖堂の奴隷船サフィール号』(2015年/35分)

ホセ・ルイス・ゲリン監督は、国際的な映画作家として活躍しながら、バルセロナにあるポンペウ・ファブラ大学 (UPF) の教授も務めている。長編劇映画『シルビアのいる街で』は世界各国で話題を呼んだ。バルセロナ現代文化センターの展示用に製作した『メカス×ゲリン往復書簡』やチョンジュ映画祭の依頼による『ある朝の思い出』など、ビデオ作品やインスタレーション作品も多数手がけている。最新作『ミュージズ・アカデミー』、2015年ロカルノ国際映画祭でワールドプレミア上映され、セビリア・ヨーロッパ映画祭で金ヒラルディージョ賞を受賞。東京国際映画祭ほかでも上映された。常に劇映画(フィクション)と記録映画(ドキュメンタリー)を行き来す

るような実験的な作風で創作活動続ける現代映画を代表する作家である。最新作『ミュージズ・アカデミー』とともに、ゲリンのこれまでの珠玉の映像作品11作品(長編7本+中短編4本)を上映した。



ドキュメンタリー映画
『あるアトリエの100年』

平成29年3月4日(土)～3月10日(金) 6日間
2016年/110分/制作：千原卓司/演出：山崎鉄毅
配給会社：株式会社イメージブレン

東京都渋谷区恵比寿の住宅街に、建てられて100年以上のアトリエが残っている。1908年に建てられたこのアトリエは、洋画家岡田三郎助、その妻岡田八千代、洋画家辻永が住みついできた歴史あるアトリエである。最近、このアトリエの調査で16ミリフィルムが発見され、デジタル化してみると、昭和初期の、岡田の文化勲章の授章式、洋画界あげての祝賀会の様子、銅像の贈呈式などに加え、当時のアトリエに通っていた女子洋画研究所の女学生たちがカラーフィルムで登場しており、当時を伝える貴重な資料であることがわかった。岡田三郎助をはじめ、岡田八千代、辻永、岩田藤七、有馬さとえ、森田元子、三岸節子、古沢岩美、いわさきちひろ等、明治、大正、昭和にかけて、このアトリエに関わり、一流の芸術家に育っていった人たちの足跡を、残された16ミリフィルムの映像、アルバムの写真、関係者のインタビューや美術館などの取材を通して明らかにするドキュメンタリー映画である。



『文楽 冥途の飛脚』

平成29年3月11日(土)～3月31日(金) 17日間
 1979年/87分/制作・監督・編集：マーティン・グロス
 配給会社：株式会社 T&Kテレフィルム

昭和54年、京都・太秦撮影所に精緻な舞台セットを作り上げ、文楽の名人たちが出演して制作された。監督は日本文化に深い造詣と共感を持つマーティン・グロス(カナダ)。出演者は竹本越路太夫、竹本文字太夫(現・住太夫)、鶴澤清治、野澤錦糸(四世)、吉田玉男(初代)、吉田蓑助ら、全員が当時、もしくは後の人間国宝である。音響・音楽監修は武満徹、撮影は名カメラマン岡崎宏三が務め、近松門左衛門の名作『冥途の飛脚』の舞台を編集で約1時間半に凝縮し、近松の世界と、文楽の魅力に正面から挑んだ作品である。完成後海外では公開されるも、国内では2011年に当館に於いて上映されるまで実に30年以上劇場公開されることなく、幻の文楽シネマと呼ばれた貴重な映像作品である。



『ミニオンズ』『ペット』の
 イルミネーション・エンターテインメントが贈る
 『SING/シング』公開記念
 イルミネーション映画祭

平成29年3月11日(土)～3月31日(金) 17日間
 企画・制作：株式会社パルコ/配給会社：東宝東和株式会社

- 〈上映作品〉
 『怪盗グルーの月泥棒 3D』(2010年/88分)
 『イースターラビットのキャンディ工場』(2011年/95分)
 『ロラックスおじさんの秘密の種』(2012年/86分)
 『怪盗グルーのミニオン危機一発』(2013年/98分)
 『ミニオンズ』(2015年/91分)
 『ペット』(2016年/87分)

『ミニオンズ』『ペット』など大ヒット作を世に送り出したアニメーション制作会社「イルミネーション・エンターテインメント」。ディズニー/ピクサーに並ぶアニメーション制作会社として大注目を集めている。本映画祭では、最新作『SING/シング』の公開を記念し、イルミネーション・エンターテインメントのこれまで作品を改めて紹介すると共に、春休みの時期に合わせ、子どもから大人まで楽しめるアニメーション上映を通じて、家族ふれあいの機会として企画された。

1 設立の目的

東京都写真美術館は、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視点から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ、スクールプログラム等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに取り組んでいる。これらの役割を果たしていくためには、もとより都立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広く各方面からのご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことができるという趣旨のもとに支援会員制度を設立した。

2 支援会員募集要項

(1) 募集対象

企業・学校・団体等

(2) 支援会費

1口 30万円

※支援会費の取り扱いについては「会費(協賛金)」または「寄附金」を選択

特別賛助会員：10口以上

特別支援会員：5口以上

支援会員：1口以上

(3) 支援会員入会申込先

(平成28年4月1日～平成28年4月17日)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-12

東京都写真美術館リニューアル準備室 支援会員担当

TEL 03-3251-3700 FAX 03-6206-9550

(平成28年4月18日～平成29年3月31日)

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3

東京都写真美術館 支援会員担当

TEL 03-3280-0032 FAX 03-3280-0033

3 支援会員の主な特典

(会費(協賛金)の場合)

(1) 顕名

支援会員名を館内に掲示するとともに「写真美術館ニュースeyes(アイズ)」及びホームページに掲載する。



支援会員顕名板

(2) 主催展覧会への招待

主催各展覧会の招待券および図録を進呈する。

(3) 展覧会特別鑑賞会への招待

オープニングレセプション、特別鑑賞会へ招待する。

(4) 支援会員向けイベントへの招待

企業交流会、支援会員限定のセミナー、ギャラリートーク、バックヤードツアー等へ招待する。

(5) 情報提供

「写真美術館ニュースeyes(アイズ)」等、出版物を送付する。また、催事について事前に情報を提供する。

(6) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催の懇談会を随時開催する。

〈寄附金の場合〉

(1) 公益財団法人に対する寄附金として、税制上の優遇措置が適用される。

(2) 展覧会招待券の贈呈を除く、上記特典を提供する。

4 支援会費の主な用途

支援会費は東京都写真美術館の次のような活動に充当している。

(1) 写真・映像収蔵品の充実

国内や海外の写真作品等の購入に充当し、収蔵品の充実をはかる。

(2) 新進作家の発掘と育成

国内・海外で発表される作品の調査研究等の活動を通して新進作家を発掘し、作品発表の場を提供してその育成を支援する。

(3) 企画展開催の支援

自主企画展、収蔵展等(市民参加型展示会等を含む)の充実をはかる。

(4) 国際交流事業の支援

海外各国の写真美術館等との交流を深め、国際シンポジウムの開催等、国際交流活動を促進する。

(5) 教育普及活動、対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動を支援する。

(6) 国内関係先との交流の支援

国内の関係美術館等との交流や巡回展を活発化する。

(7) あ・ら・かるちゃー事業の支援

渋谷、恵比寿、原宿地域の美術館・博物館等の文化施設連携事業を支援する。

(8) 支援会員向けイベントの開催

企業交流会、支援会員限定のセミナー、ギャラリートーク、バックヤードツアー等の活動を行うとともに、写真映像文化振興支援協議会総会(理事会)、懇談会を開催する。

5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は、平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動等を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。

なお、平成22年4月に財団法人東京都歴史文化財団が公益財団法人として発足したのを機に、従来の「維持会員」から「支援会員」へと名称を変更した。

(1) 平成28年度事業報告

(ア) 東京都写真美術館支援会員の会員募集活動は休館から9月のリニューアルオープンもあり、新規入会は9法人、増口、復会13法人、退会6法人など堅調に推移した。平成28年度の総会員数は264法人（平成29年3月末現在258法人）であった。また、平成22年度より、支援会費については会費（協賛金）又は寄附金の選択制を導入した。今年度の内訳は、会費（協賛金）が約90%、寄附金が約10%となった。

(イ) 支援会員名を写真美術館正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」並びにホームページに掲載した。

(ウ) 支援会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。

(エ) 平成28年度理事会を平成28年9月5日に開催するとともに、同日、支援会員・協賛企業等懇談会及び総合開館20周年記念「杉本博司 ロスト・ヒューマン」、「世界報道写真展2016」の鑑賞を行った。後日、理事会の決議事項等を郵送し、支援会員への報告を行った。また、平成28年12月に中間事業報告書、平成29年5月頃に平成28年度年報を送付する。

(オ) 平成27年度より、会員企業様の文化活動の紹介と見学および会員相互の交流を目的として企業交流会を開催した。

第3回：平成28年6月2日「キヤノン株式会社本社ギャラリー」歴史的製品や資料が展示された本社内にあるギャラリー見学並びに綴プロジェクトのプレゼンテーション。33社・団体62名、写美15名、合計77名

第4回：平成28年11月11日「凸版印刷株式会社印刷博物館」印刷の起源から最新の印刷技術までコミュニケーション・メディアとしての印刷の価値や可能性を紹介している「印刷博物館」の見学、P&Pギャラリー企画展の見学、VRシアターの鑑賞。33社・団体67名、写美15名、合計82名

(カ) 総合会館20周年記念自主企画展「リニューアル・オープン 杉本博司 ロスト・ヒューマン」「東京・TOKYO 日本の新進作家vol.13」「第9回恵比寿映像祭 マルチプルな未来」その他20周年関連事業について、経費支援を行った。

(キ) 当館のコレクションの充実を図るため、次の作品及び資料を購入した。松崎晋二の〈小笠原島部〉(1875年、鶏卵紙)より25点と〈台湾國之部〉(1874年、鶏卵紙)より20点、Anna Atkinsの《Gymnogramma calomelanos》(1851-1854年)、写真資料として日本で最初に開催された「外国写真博覧会」の目録を購入した。特にAnna Atkinsのサイアノタイプのフォトグラムは希少性が高く、写真発明史において重要な作例である。

(ク) あ・ら・かるチャー、ワークショップ、スクールプログラムについての支援を行った。



懇談会で挨拶する伊東館長

懇談会で挨拶する刈谷理事



支援会員・協賛企業等懇談会



第3回企業交流会（キヤノン株式会社本社ギャラリー）



第4回企業交流会（凸版印刷株式会社印刷博物館）

(2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。
 (平成28年9月5日理事会承認) (社名50音順)

名誉顧問

滝川 精一 写真映像文化振興支援協議会 元理事長
 キヤノン販売株式会社
 (現キヤノンマーケティング株式会社) 元社長

特別顧問

末吉 哲郎 写真映像文化振興支援協議会 元専務理事
 日本経済団体連合会 元関西事務所長
 大村 英正 写真映像文化振興支援協議会 前専務理事
 (元企業資料協議会理事/花王株式会社)

理事長

苅谷 道郎 株式会社ニコン 相談役(前代表取締役会長)

理事

片野坂 真哉 ANAホールディングス株式会社 社長
 小川 治男 オリンパス株式会社 取締役 専務執行役員
 田中 稔三 キヤノン株式会社 副社長
 坂田 正弘 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 社長
 藤原 浩 コダック合同会社 社長
 村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 相談役
 魚谷 雅彦 株式会社資生堂 社長
 北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長
 足立 直樹 凸版印刷株式会社 会長
 古森 重隆 富士フイルム株式会社 会長
 三浦 善司 株式会社リコー 社長

監事

三枝 稔 株式会社ブロードリンク 最高顧問
 事業構想大学院大学 専務理事

専務理事

伊勢 由夫 東京都写真美術館 主幹

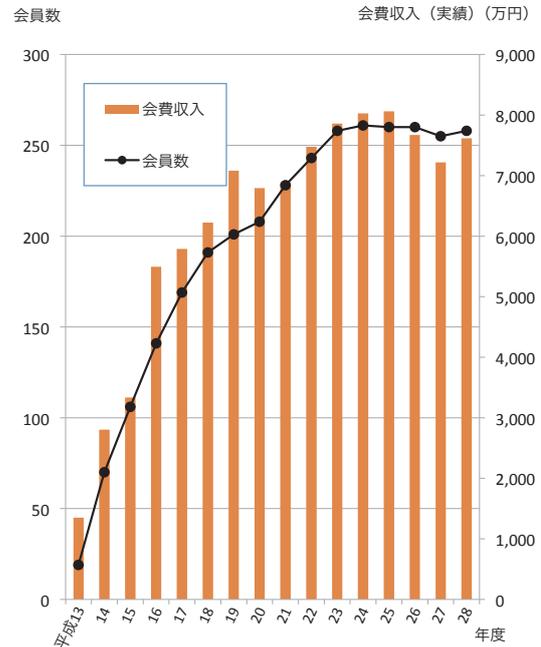
常務理事・事務局長

綾部 邦章 東京都写真美術館 副主幹



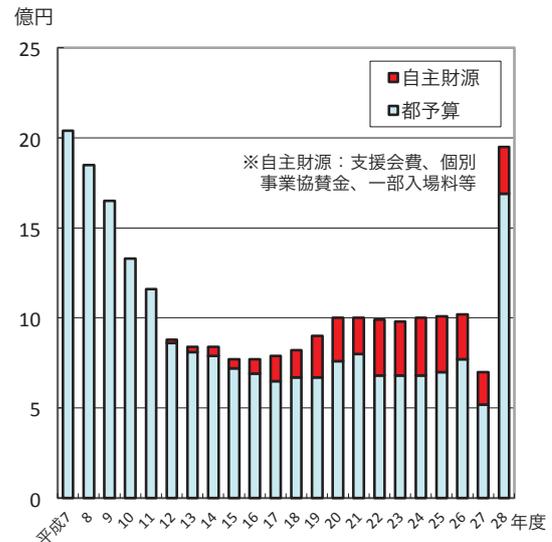
写真映像文化振興支援協議会 理事会

支援会員数と会費収入の推移



[支援会費の取り扱いについて]
 21年度までは会費
 22年度より会費と寄附金の二本立て(公益財団法人移行のため)
 会費: 22年度まで内税、23年度より外税 寄附金: 不課税

予算額に占める自主財源の割合



平成28年度 支援会員企業・団体 (264法人 50音順)

(特別賛助会員)

キャノン株式会社
株式会社資生堂
全日本空輸株式会社
株式会社ニコン

(特別支援会員)

キャノンマーケティングジャパン株式会社
大日本印刷株式会社
凸版印刷株式会社
富士フイルム株式会社
株式会社リコー

(支援会員)

株式会社 I & S B B D O
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
アオイネオン株式会社
株式会社 A O I P r o .
株式会社アサツー ディ・ケイ
旭化成株式会社
朝日新聞社
株式会社朝日新聞出版
朝日生命保険相互会社
アサヒグループホールディングス株式会社
朝日放送株式会社
アスクル株式会社
有限会社アスペン / P O L A R I S
株式会社アートよみうり
株式会社アマナ
株式会社岩波書店
ウェスティンホテル東京
株式会社潮出版社
内田写真株式会社
株式会社栄光社
株式会社エスジー
株式会社 A D K アーツ
株式会社 N H K アート
N H K 営業サービス株式会社
株式会社 N H K エデュケーション
株式会社 N H K エンタープライズ
株式会社 N H K メディアアサーブ
株式会社 N H K 出版
株式会社 N H K ビジネスクリエイト
株式会社 N H K メディアテクノロジー
N T T 都市開発株式会社
エプソン販売株式会社
エルメス財団
株式会社 O f f i c e M a m
オリックス株式会社
オリンパス株式会社
株式会社オンワードホールディングス
花王株式会社
カシオ計算機株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社 K A D O K A W A
カトーレック株式会社
神奈川新聞社
カルピス株式会社
株式会社キクチ科学研究所
株式会社キタムラ
キッコーマン株式会社
株式会社紀伊屋書店
ギャラリー小柳
共同印刷株式会社
一般社団法人共同通信社
協和発酵キリン株式会社
空港施設株式会社
株式会社久米設計
興亜硝子株式会社
株式会社弘亜社
株式会社廣濟堂
株式会社講談社
株式会社光文社
株式会社国書刊行会
株式会社コスモスインターナショナル
株式会社コーセー
コダック合同会社
コダックアラリスジャパン株式会社
株式会社コバヤシ
小山登美夫ギャラリー株式会社
株式会社ザ・アール
サッポロ不動産開発株式会社
サッポロホールディングス株式会社
三機工業株式会社
産経新聞社
サントリーホールディングス株式会社
株式会社サンライズ
株式会社ジェイアール東日本企画
J S R 株式会社
J X ホールディングス株式会社

ジェイティービー印刷株式会社
株式会社シグマ
株式会社実業之日本社
信濃毎日新聞社
株式会社写真弘社
写真の学校 / 東京写真学園
シャネル株式会社
株式会社集英社
株式会社主婦と生活社
株式会社主婦の友社
株式会社小学館
城西国際大学メディア学部
松竹株式会社
信越化学工業株式会社
株式会社新潮社
株式会社スタジオアリス
株式会社スタジオエムジー
株式会社スタジオジブリ
スターツ出版株式会社
住友化学株式会社
住友生命保険相互会社
株式会社スリーポンド
株式会社生活の友社
セイコーホールディングス株式会社
株式会社青春出版社
成美製版株式会社
積水ハウス株式会社
ソニー株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
第一生命保険株式会社
第一法規株式会社
株式会社ダイケンビルサービス
大成建設株式会社
株式会社大丸松坂屋百貨店
大和証券株式会社
有限会社タカ・イシイギャラリー
高砂熱学工業株式会社
株式会社高島屋
株式会社宝島社
株式会社竹中工務店
玉川大学芸術学部
株式会社タムロン
株式会社丹青社
千葉商科大学政策情報学部
株式会社中央公論新社
中外製薬株式会社
帝人株式会社
株式会社 T B S テレビ
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム
株式会社
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ東京
電源開発株式会社
株式会社電通
東亜建設工業株式会社
東映株式会社
東急建設株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
東京急行電鉄株式会社
東京工芸大学
東京新聞・中日新聞社
株式会社東京スタディオ
東京造形大学
東京総合写真専門学校
東京テアトル株式会社
東京都競馬株式会社
株式会社東京ドーム
株式会社東京ニュース通信社
株式会社東京美術倶楽部
(学) 専門学校 東京ビジュアルアーツ
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
株式会社東芝
東宝株式会社
株式会社東北新社
株式会社東洋経済新報社
東洋熱工業株式会社
株式会社トキワ
株式会社徳間書店
戸田建設株式会社
株式会社トータルプランニングオフィス
トヨタ自動車株式会社
株式会社トロンマネージメント
株式会社ニコンイメージングジャパン
日外アソシエーツ株式会社
日油株式会社
日活株式会社
株式会社日経 B P
日光ケミカルズ株式会社
日産自動車株式会社
株式会社日本カメラ社

日本空港ビルデング株式会社
日本経済新聞社
株式会社日本広告社
公益社団法人日本広告写真家協会
日本コルマー株式会社
株式会社日本色材工業研究所
日本写真印刷株式会社
公益社団法人日本写真家協会
公益社団法人日本写真協会
日本写真芸術専門学校
一般社団法人日本写真文化協会
日本大学芸術学部
日本たばこ産業株式会社
日本テレビ放送網株式会社
株式会社ニッポン放送
日本ロレックス株式会社
株式会社ニューアートディフュージョン
ノーリツ鋼機株式会社
野村證券株式会社
株式会社博報堂
株式会社博報堂 D Y メディアパートナーズ
株式会社博報堂プロダクツ
株式会社パス・コミュニケーションズ
株式会社ハースト婦人画報社
パナソニック株式会社
株式会社パラゴン
バリミキ
びあ株式会社
ビービーメディア株式会社
北海道 写真の町東川町
東日本旅客鉄道株式会社
光写真印刷株式会社
株式会社美術出版社
株式会社日立製作所
株式会社日立物流
株式会社ビックカメラ
株式会社ビデオプロモーション
ヒノキ新薬株式会社
株式会社ピラミッドフィルム
株式会社ファーストリテイリング
株式会社フェドストラ
富国生命保険相互会社
富士重工業株式会社
株式会社フジテレビジョン
株式会社双葉社
株式会社ブラザクリエイト
株式会社プリンスホテル
株式会社フレームマン
株式会社文化工房
株式会社文藝春秋
株式会社ベネッセホールディングス
ベルボン株式会社
北海道新聞社
株式会社ホテルオークラ東京
株式会社堀内カラー
本田技研工業株式会社
毎日新聞社
株式会社マガジンハウス
丸善雄松堂株式会社
マルミ光機株式会社
株式会社マンダム
株式会社みずほ銀行
三井住友海上火災保険株式会社
三井住友信託銀行株式会社
三井倉庫株式会社
三井不動産株式会社
株式会社三越伊勢丹 三越恵比寿店
三菱地所株式会社
三菱製紙株式会社
三菱倉庫株式会社
三菱電機株式会社
三菱 U F J 信託銀行株式会社
株式会社ミルボン
武蔵大学
明治安田生命保険相互会社
森ビル株式会社
ヤマトロジスティクス株式会社
横河電機株式会社
株式会社吉野工業所
株式会社ヨドバシカメラ
読売新聞社
ライオン株式会社
ライカカメラジャパン株式会社
リコーイメージング株式会社
リシュモン ジャパン株式会社 モンブラン
株式会社良品計画
株式会社ロボット
株式会社ワコウ・ワークス・オブ・アート
株式会社ワコール
株式会社ワッツ オブ トーキョー

ミュージアムショップ

単なる「売店」ではないオリジナリティーあふれる品揃え、従来のショップ像にはとどまらない創意工夫と、同時代性を常に意識したセレクトにより、新たなニーズに対応した魅力あるミュージアムショップを目指す。

当館での展覧会や映画にあわせた図録や書籍・グッズの特設コーナーの設置やオリジナルグッズの開発を行うとともに、写真・映像関連の古書を含む和・洋書や、デザイングッズの展開、加えて非流通本や非西洋圏の写真集などを取り揃えることでより一層の幅広い商品展開に努める。

- 店名 NADiff BAITEN (ナディッフ バイテン)
- 営業時間 土曜日～水曜日(休館日を除く) 10:00～18:00
木曜日・金曜日 10:00～20:00
- 平成28年9月3日オープン
平成28年度売上実績: 58,936,550円
- オリジナルグッズの開発例
 - ・TOP MUSEUM ロググッズ: Tシャツ/ピンホールカメラ/キャンディ/鉛筆/クリアファイル/トートバッグ
 - ・収蔵作品ポストカード(14種)
 - ・杉本博司展 ポストカード・ポスター・レンチキュラーマグネット
- 好評だった商品例
 - ・杉本博司展 図録
 - ・杉本博司展 オリジナルグッズ(ポストカード・ポスター)
 - ・ガラス製フォトフレーム



カフェ

代官山に本店を構える「メゾン・イチ」4店舗目の新店を写真美術館内にオープン。

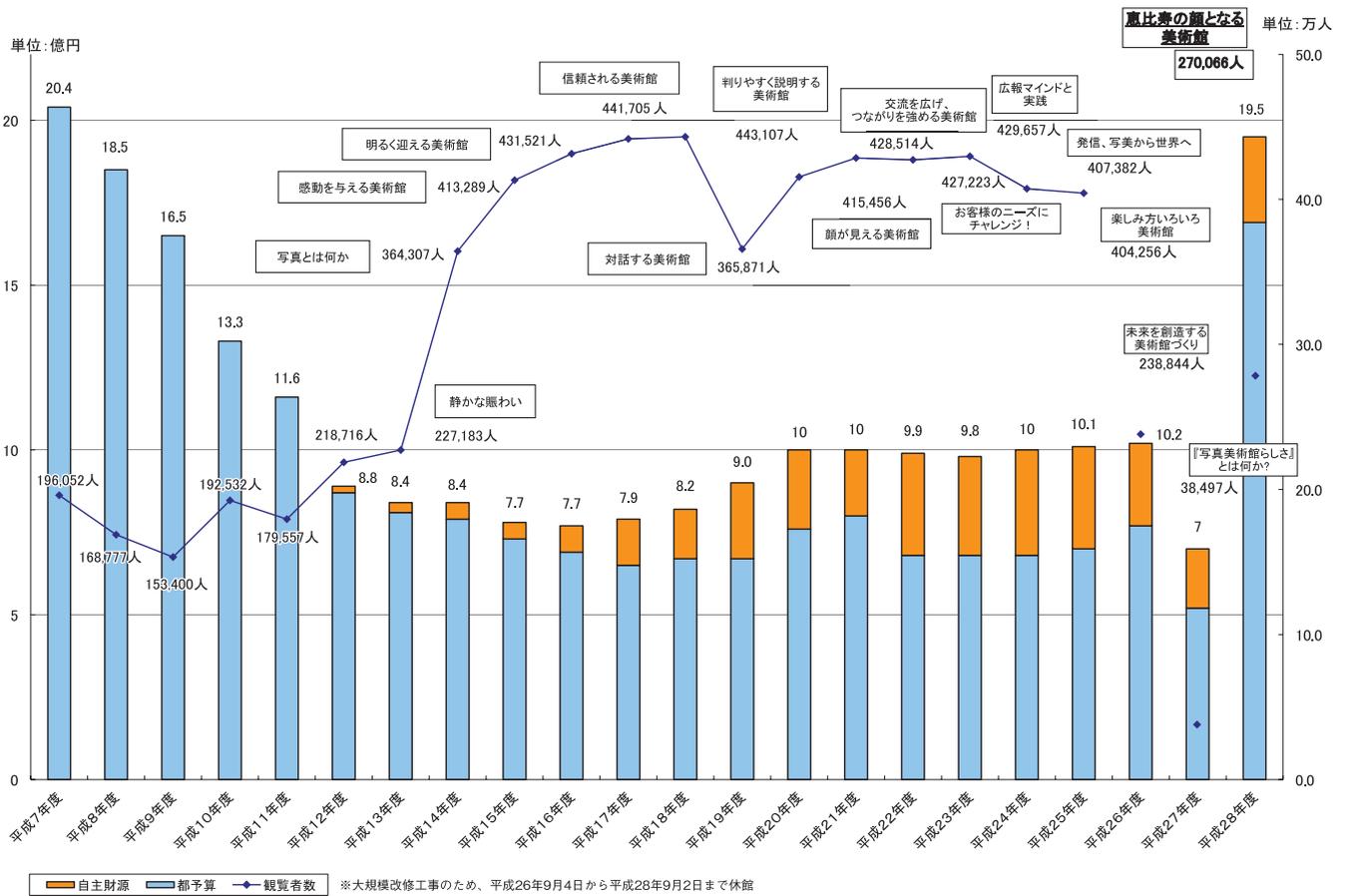
北海道産小麦と自家製液体天然酵母から作るパンや、自家製テリーヌなどを毎朝代官山の本店から直送。季節ごとに更新されるメニューのほか、写真美術館限定のメニューも。

- 店名 MAISON ICHI (メゾン・イチ)
- 営業時間: 10:00～20:00
- 休日店: 毎週月曜日(月曜が祝日の場合はその翌日)
- 席数: 35席(変動あり)
- 平成28年9月3日オープン
平成28年度売上実績: 23,852,377円
- カフェ/ブーランジェリー
- 提供商品一例: パン/サンドイッチ/デリカテッセン/シャリキユトリー/各種ドリンク/各種スイーツ/各種ランチ
- 人気商品の一例: ローストビーフデリプレート(ランチ)
クロックマダムプレート(ランチ)
ズワイガニとブロッコリーのキッシュ
- 価格帯: 299～1,200円程度



数字で見る東京都写真美術館

平成28年度 予算額と年間観覧者数



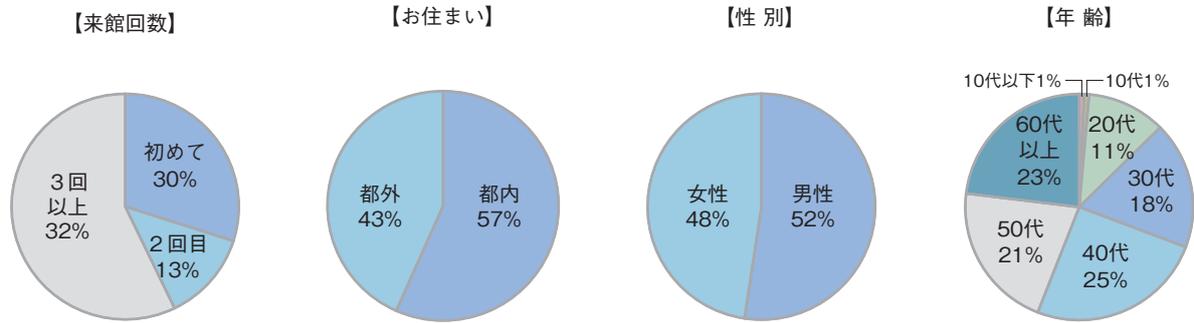
平成28年度 予算額と年間観覧者数

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
都予算	20.4	18.5	16.5	13.3	11.6	8.7	8.1	7.9	7.3	6.9	6.5	6.7	6.7	7.6	8	6.8	6.8	6.8	7	7.7	5.2	16.9
自主財源	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.5	0.5	0.8	1.4	1.5	2.3	2.4	2	3.1	3.0	3.2	3.1	2.5	1.8	2.6
観覧者数	19.6	16.9	15.3	19.3	18.0	21.9	22.7	36.4	41.3	43.2	44.2	44.3	36.6	41.5	42.9	42.7	43.0	40.7	40.4	23.9	3.8	27.0
観覧者数	196052	168777	153400	192532	179557	218716	227183	364307	413289	431521	441705	443107	365871	415456	428514	427223	429657	407382	404256	238844	38497	270066
	20.4	18.5	16.5	13.3	11.6	8.9	8.4	8.4	7.8	7.7	7.9	8.2	9	10	10	9.9	9.8	10	10.1	10.2	7	19.5

平成28年度 入館者数内訳

月	収蔵展	自主企画展	誘致展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者						その他入館者合計	入館者総合計
						展覧会 関連講演会	ワーク ショップ	スクール プログラム	ギャラリー トーク	図書室	スタジオ		
4月					0		0	0				0	0
5月					0		0	0				0	0
6月					0		21	206				227	227
7月					0		28	290				318	318
8月					0		205	22				227	227
9月	0	22,060	17,081	7,732	46,873	467	158	55	195	3,138	31	4,044	50,917
10月	0	27,480	19,353	5,498	52,331	345	41	198	297	2,979	53	3,913	56,244
11月	3,663	20,441	8,853	2,327	35,284	451	0	162	273	2,845	122	3,853	39,137
12月	13,171	7,123	758	2,838	23,890	598	7	352	154	2,677	0	3,788	27,678
1月	24,487	11,078	0	3,356	38,921	0	43	120	398	2,509	0	3,070	41,991
2月	0	53,617	0	0	53,617	2,642	0	0	84	1,501	0	4,227	57,844
3月	11,726	0	4,849	2,575	19,150	220	11	10	229	2,199	27	2,696	21,846
合計	53,047	141,799	50,894	24,326	270,066	4,723	514	1,415	1,630	17,848	233	26,363	296,429

平成28年度 来館者の内訳（アンケート調査より）



平成28年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TV・ラジオ放送件数	0	0	0	0	0	12	5	2	1	0	8	1	29
新聞掲出件数	7	2	7	5	10	89	79	65	84	80	45	38	511
雑誌等掲出件数	3	13	12	13	45	43	47	46	54	47	101	56	480
ホームページアクセス件数	170,055	221,066	230,321	254,722	286,277	484,611	370,707	351,495	339,154	342,756	486,364	336,590	3,874,118

平成28年度 ボランティア活動状況

【単位：人】

事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66
活用事業実施回数	0	0	8	8	2	3	4	4	8	7	20	3	67
延活動者数	0	0	37	36	4	21	26	22	48	31	61	11	297
研修実施回数	0	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	1	7
研修参加者数	0	0	54	0	0	41	0	25	0	0	0	20	140

平成28年度 貸出施設利用状況

事業名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	開館日数						24	26	26	24	25	15	24	164
	貸出日数						24	26	20	24	24	15	22	155
	稼働率						100.0%	100.0%	76.9%	100.0%	96.0%	100.0%	91.7%	94.5%
3階展示室	開館日数						24	26	26	24	25	15	24	164
	貸出日数						24	26	20	24	24	15	22	155
	稼働率						100.0%	100.0%	76.9%	100.0%	96.0%	100.0%	91.7%	94.5%
2階展示室	開館日数						24	26	26	24	25	15	24	164
	貸出日数						24	22	22	18	24	15	20	145
	稼働率						100.0%	84.6%	84.6%	75.0%	96.0%	100.0%	83.3%	88.4%
地下1階展示室	開館日数						24	26	26	24	25	15	24	164
	貸出日数						24	20	25	24	24	15	24	156
	稼働率						100.0%	76.9%	96.2%	100.0%	96.0%	100.0%	100.0%	95.1%
スタジオ	開館日数						24	26	26	24	25	15	24	164
	貸出日数						1	4	4	0	0	0	2	11
	貸出件数						1	4	4	0	0	0	2	11
	稼働率						4.2%	15.4%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	6.7%

平成28年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会タイトル	展覧会会期	貸出期間	点数
熊本市現代美術館	川内倫子展 川が私を受け入れてくれた	平成28年1月23日(土)～3月27日(日)	平成28年1月13日(水)～5月17日(火)	44
東京都庭園美術館	こどもとファッション	平成28年7月16日(土)～8月31日(水)	平成28年6月30日(木)～9月6日(火)	1
青森県立美術館	青森EARTH2016「根と路」	平成28年7月23日(土)～9月25日(日)	平成28年7月13日(水)～10月3日(月)	3
森美術館	MAMリサーチ004:ビデオひろば —1970年代の実験的映像ブルーブを再考する	平成28年7月30日(土)～平成29年1月9日(月)	平成28年7月1日(金)～平成29年1月31日(火)	1
足利市立美術館	風景のかたち —前田信三と現代日本の風景写真	平成28年8月6日(土)～平成28年10月10日(月)	平成28年7月26日(火)～10月24日(月)	10
ポーラ美術館	ルソー、フジタ、写真家アジェのバリ —境界線への視線	平成28年9月10日(土)～平成29年3月3日(金)	平成28年8月31日(水)～平成28年12月7日(水)	5
			平成28年11月30日(水)～平成29年3月中旬	4
平塚賀市美術館	香月泰男と丸木位里・俊、そして川田喜久治	平成28年9月17日(土)～11月20日(日)	平成28年9月17日(土)～11月20日(日)	15
豊田市美術館	蜘蛛の糸	平成28年10月15日(土)～12月25日(日)	平成28年10月4日(火)～平成29年1月13日(金)	1
国立西洋美術館	クラナハ展 500年後の誘惑	平成28年10月15日(土)～平成29年1月15日(日)	平成28年10月4日(火)～平成29年1月17日(火)	10
国立国際美術館		平成29年1月28日(土)～4月16日(日)	平成29年1月17日(火)～4月下旬	9
せんだいメディアテーク	畠山直哉 まっぶたつの風景	平成28年11月2日(水)～平成29年1月8日(日)	平成28年10月27日(木)～平成29年1月14日(水)	16
宇都宮美術館	石の街うつのみや	平成29年1月8日(日)～3月5日(日)	平成28年12月20日(火)～3月上旬	5
クロニクル・クロニクル! 実行委員会	クロニクル・クロニクル!	平成29年1月23日(月)～2月19日(日)	平成29年1月16日(月)～2月26日(日)	2
東京ステーションギャラリー	パロディ、二重の声	平成29年2月18日(土)～4月16日(日)	平成29年2月12日(日)～4月中旬	10

※大規模改修工事に伴う収蔵庫移転および作品整理のため、作品貸出は原則的に休止。当館にのみ収蔵されている希少作品に限定して貸出。

平成28年度 中学生職場体験受入実績

※平成28年度実績無し

平成28年度研究者受入実績

※平成28年度実績無し

平成28年度 職場体験型インターンシップ等受入実績(短期)

日本大学芸術学部3年生1名 平成28年8月1日～23日のうち10日間

平成28年度 展覧会別入場者数

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵展	1 総合開館20周年記念 東京・TOKYO	11/22～1/29	57	27,129
	2 総合開館20周年記念 映像展 アピチャッポン・ウィーラセタクン	12/13～1/29	39	14,192
	3 総合開館20周年記念 山崎博 計画と偶然	3/7～3/31	22	5,142
	4 総合開館20周年記念 夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 総集編	3/7～3/31	22	6,584
自主企画展	1 リニューアル・オープン 総合開館20周年記念 杉本博司	9/3～11/13	62	67,040
	2 総合開館20周年記念 日本の新進作家 vol.13 東京・TOKYO	11/22～1/29	57	21,142
	3 総合開館20周年記念 第9回恵比寿映像祭	2/10～2/26	15	53,617
誘致展	1 世界報道写真展2016	9/3～10/23	44	35,281
	2 写真新世紀 東京展2016	10/29～11/20	20	9,129
	3 上野彦馬賞 九州産業大学フォトコンテスト受賞作品展	11/26～12/4	8	1,635
	4 APAアワード2016	3/4～3/19	14	3,810
	5 長倉洋海の眼	3/25～3/31	6	1,039

※大規模改修工事のため、平成28年4月から8月は休館。

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
実験劇場他イベント	1 リニューアル・オープン記念式典	9/3	1	129
	2 「杉本博司 ロスト・ヒューマン」連続対談	9/3	1	413
	3 世界が魅せられた ふたりの異才 草間彌生×山口小夜子 ～松本貴子監督ドキュメンタリー特集～	9/4-9/9	6	1,260
	4 列聖記念 マザー・テレサ映画祭	9/10-9/30	18	5,930
	5 地球交響曲第八番 凱旋ロードショー	10/1-10/16	12	2,877
	6 DigiCon6 JAPAN Awards	10/15	1	210
	7 ショートショート フィルムフェスティバル & アジア	10/20-10/23	4	2,081
	8 「追憶」 試写会	10/27	1	190
	9 杉本博司 作 朗読能「巢鴨塚」	10/29	1	140
	10 画像保存セミナー	11/2	1	119
	11 アートドキュメンテーション学会	11/3	1	90
	12 映画「眠れる美女」特別上映会	11/4	1	109
	13 ウォーナーの謎のリスト	11/5-11/13	9	360
	14 追憶	11/5-12/11	32	1471
	15 「写真新世紀東京展2016」公開審査会	11/11	1	123
	16 ホライズン	11/12-12/11	26	792
	17 国際シンポジウム「写真美術館はなぜ、必要か？」	11/23	1	104
	18 聖なる呼吸	12/13-12/25	8	271
	19 「アピチャッポン・ウィーラセタクン」アピチャッポン本人が選ぶ短編集	12/13-1/5	16	822
	20 マリア・カラス 伝説のオペラ座ライブ	12/13-1/6	17	1155
	21 創造と神祕のサグラダ・ファミリア	12/13-12/24	8	148
	22 「アピチャッポン・ウィーラセタクン」シンポジウム「映像の不可視性をめぐって」	12/18	1	306
	23 湾生回家	12/20-1/6	11	172
	24 『ミューズ・アカデミー』ホセ・ルイス・ゲリン監督特集上映「ミューズとゲリン」	1/7-1/29	20	2479
	25 あるアトリエの100年	3/4-3/10	6	716
	26 森村泰昌作品試写会	3/4	1	185
	27 文楽冥途の飛脚	3/11-3/31	17	1185
	28 イルミネーション映画祭	3/11-3/31	17	299
	29 「夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 総集編」初期写真 国際シンポジウム「幕末」	3/26	1	190
内訳				
収蔵展				53,047
自主企画展				141,799
誘致展				50,894
実験劇場他イベント				24,326
上映				21,890
その他イベント				2,436
合計				270,066

公益目的事業会計

(旧一般・振興会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		105,995
入場料		21,127
参加料		1,088
協賛金		78,120
共催事業収益		5,660
受取助成金		3,000
受取民間助成金		3,000
受取負担金		105,286
受取東京都負担金		104,000
受取民間負担金		1,286
経常収益計		214,281
経常費用		
事業費		289,749
(ワークショップ)	5,963	
(スクールプログラム)	1,144	
(展覧会事業)	189,527	
(誘致企画展事業)	1,286	
(固定資産購入)	10,000	
(写真・映像振興事業)	1,067	
(実験劇場事業)	4,878	
(あ・ら・かるチャー)	1,050	
(支援会員)	25,747	
(展覧会準備)	2,217	
(事業管理)	293	
(20周年記念事業(国際交流準備))	6,157	
(20周年記念事業(20周年誌準備))	600	
(20周年記念事業(記念式典))	9,730	
(20周年記念事業(20周年記念事業広報))	30,090	
経常費用計		289,749
当期経常増減額		△ 75,468
他会計振替額		
収益事業等会計振替額(旧振興、旧付帯会計)		648
当期正味財産増減額		△ 74,820
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		△ 74,820

(旧受託会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		23,869
入場料		11,949
施設使用料		9,920
協賛金		2,000
受取助成金		1,000
受取民間助成金		1,000
受託収益		1,692,569
管理運営受託収益		1,692,569
雑収益		12,382
退職給付繰入額		11,982
雑収益		400
経常収益計		1,729,820
経常費用		
事業費		1,727,420
(美術館維持管理)	299,122	
(貸出施設の運営)	14,386	
(展覧会事業)	49,140	
(作品資料収集事業)	36,198	
(収蔵作品の購入)	50,000	
(調査研究)	1,793	
(広報事業)	35,758	
(情報システム)	27,428	
(保存科学研究室)	3,489	
(図書室の運営)	11,672	
(事業人件費)	194,871	
(美術館管理運営)	34,164	
(展覧会準備)	1,960	
(退職給付)	8,505	
(移転経費)	117,502	
(初度調弁)	826,760	
(仮事務所原状回復工事)	14,672	
経常費用計		1,727,420
当期経常増減額		2,400
他会計振替額		
収益事業等会計振替額(旧受託会計)		1,344
当期正味財産増減額		3,744
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		3,744

収益事業等会計

(旧一般・振興会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		2,520
出版物販売(旧振興)		2,520
出版物販売(旧一般)		0
経常収益計		2,520
当期経常増減額		2,520
経常費用		
事業費		1,950
(展覧会事業・旧振興)	1,950	
経常費用計		1,950
当期経常増減額		570
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧振興)		△ 285
公益目的事業会計振替額(旧一般)		0
当期正味財産増減額		285
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		285

(旧受託会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		4,000
販売手数料		4,000
受託収益		943
管理運営受託収益		943
雑収益		25
退職給付繰入額		25
経常収益計		4,968
経常費用		
事業費		3,624
(展覧会事業)	2,656	
(事業人件費)	943	
(退職給付)	25	
経常費用計		3,624
当期経常増減額		1,344
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧受託会計)		△ 1,344
当期正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0

(旧付帯会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		4,864
商品販売		420
管理手数料		3,640
画像使用手数料		400
撮影手数料		54
受取光熱水費		350
経常収益計		4,864
経常費用		
事業費		4,138
(ミュージアムショップ運営事業)	3,477	
(飲食施設運営事業)	605	
(事業管理)	56	
経常費用計		4,138
当期経常増減額		726
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧一般会計)		△ 363
当期正味財産増減額		363
法人税、住民税及び事業税		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		363

○東京都写真美術館条例

平成2年3月31日
条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。
東京都写真美術館条例

(設置)

第1条 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

第2条 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 二 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 三 写真等に関する図書の収集、保管及び利用に関すること。
- 四 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 五 館の施設の提供に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

第3条 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

第4条 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。
- 一 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 作品等の管理上支障があると認められるとき。
 - 三 館の管理上支障があると認められるとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めるとき。

(特別閲覧料)

第5条 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。
- 一 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 館の管理上支障があると認められるとき。
 - 三 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 前条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及び収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)を観覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第8条 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的に違反して使用したとき。
- 二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 三 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 四 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 五 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 一 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第16条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 二 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 三 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不適当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。

- 二 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不適当と認めるときに、使用の承認をしないこと。

- 三 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。

- 四 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。

- 五 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 二 安定的な経営基盤を有していること。
- 三 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 四 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 五 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(知事の調査及び指示)

第18条 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者

に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)」とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 都民の平等な利用を確保すること。
- 三 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 四 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 五 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 事業の実績報告に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成17年条例第27号)

- 一 この条例は、公布の日から施行する。
- 二 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第十16の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年条例第34号)

- 一 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 二 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都写真美術館条例の規定により、既に使用の承認を受けている者の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2 (第7条、第19条関係)

区分	使用単位	利用料金
施設	地下1階展示室	全日 93,100円
	2階展示室	全日 79,690円
	3階展示室	全日 79,690円
	ホール	午前 17,520円
創作室		午後 23,370円
		夜間 23,370円
		全日 58,430円
		午前 6,030円
		午後 8,040円
		夜間 8,040円
	全日 20,120円	
ロビー、エントランスホールその他の施設 (規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日	160円
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回 2,500円
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回 5,000円
	電源設備	1キロワット1回 120円

別表第三 (第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

○東京都写真美術館条例施行規則

平成2年5月25日
規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。
東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

第1条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- 二 1月1日から同月4日まで
- 三 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

第2条 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

第4条 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

第5条 知事は、特別閲覧料を徴収するとき、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者

は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 一 事務室
- 二 館長室
- 三 収蔵庫
- 四 機械室
- 五 中央監視室
- 六 書庫
- 七 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 一 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 二 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 三 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除

五 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。)。 免除

六 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及びその翌日に限る。)。 5割

七 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき。 免除

八 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割

九 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

(指定管理者の申請)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 事業計画書
- 二 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 三 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- 四 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 二 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 三 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の館の管理運営に関する準用)

第13条 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。

附 則 (平成17年規則第38号)

- 一 この規則は、公布の日から施行する。
- 二 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年規則第40号)

- 一 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 二 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則別記第3号様式及び第4号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表 (第2条関係)

施設名	開館時間	入館時間
地下1階展示室 2階展示室 3階展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリントスタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

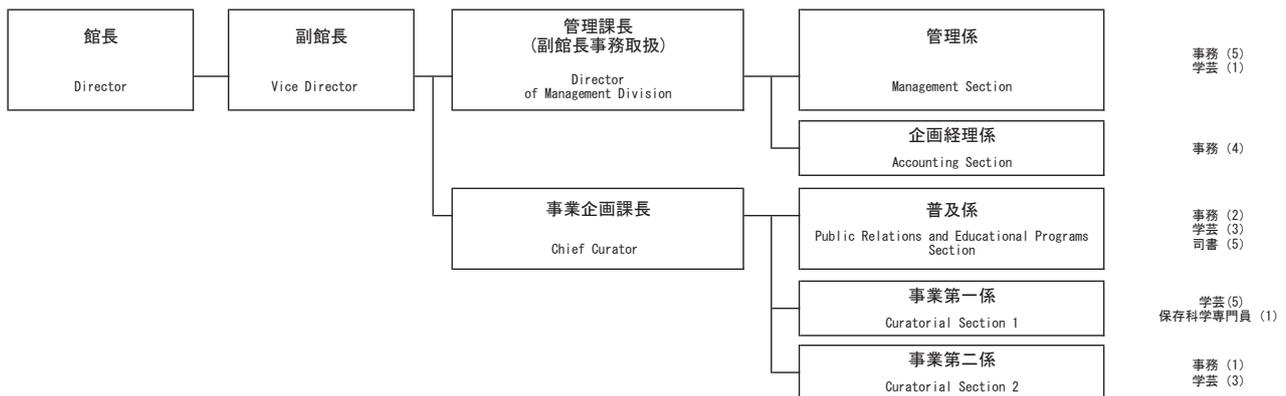
東京都写真美術館は、日本で初めての写真と映像に関する総合的な美術館として、1995（平成7）年1月に恵比寿ガーデンプレイス内に総合開館しました。日本における写真・映像文化の充実と発展を目的として、関係各方面の熱い期待に応えて、1990（平成2）年6月の第一次開館を経て誕生したものです。

1986（昭和61）年11月	第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
1987（昭和62）年9月	東京都映像文化施設設置企画委員会設置
1988（昭和63）年7月	東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
1989（平成元）年2月	「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
1989（平成元）年8月	東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
1990（平成 2）年6月	東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一次施設開館
1991（平成 3）年8月	「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
1993（平成 5）年7月	東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
1994（平成 6）年8月	東京都写真美術館の建物竣工
1995（平成 7）年1月	東京都写真美術館総合開館（恵比寿ガーデンプレイス内）
2001（平成13）年	写真映像文化振興支援協議会設立
2005（平成17）年4月～10月	総合開館10周年コレクション展開催
2010（平成22）年	総合開館15周年
2011（平成23）年3月	総合開館以降の入館者が500万人達成
2013（平成25）年6月	総合開館以降の入館者が600万人達成
2014（平成26）年9月24日～	大規模改修工事のため全館休館
2015（平成27）年	総合開館20周年
2016（平成28）年9月3日	リニューアル・オープン

歴代館長

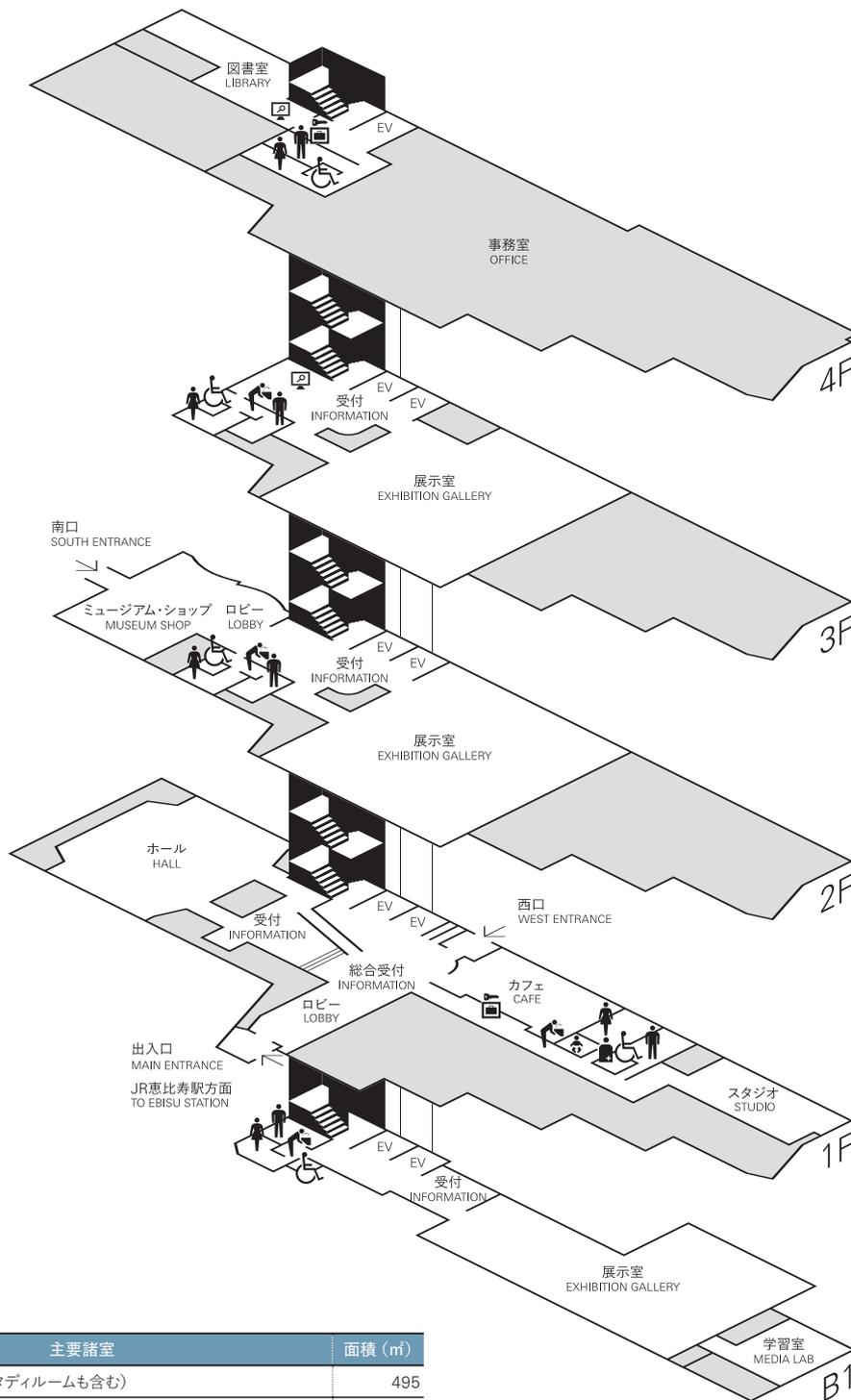
1990（平成 2）年6月1日	初代館長に渡辺義雄就任（1995年3月31日まで）
1995（平成 7）年4月1日	第2代館長に三木多聞就任（2000年3月31日まで）
2000（平成12）年4月1日	第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
2000（平成12）年11月6日	第4代館長に福原義春就任（2016年3月31日まで）
2016（平成28）年4月1日	第5代館長に伊東信一郎就任

[組織図]



*平成29年3月31日現在（ ）は、調整人員数

フロアマップ



[施設面積]

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリントスタディールームも含む)	495
2階展示室	495
地下1階展示室	469
1階ホール	286
4階図書室	122
4階書庫	208
4階収蔵庫	171
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
保存科学室	59
スタジオ	98
学習室	75
ミュージアムショップ	59
カフェ	101
総面積	7,500

●建物概要

外部

- 外壁 大型陶板タイル 750口乾式工法
花崗岩貼り(本磨き、ジェット&ポリッシュ仕上げ)
- 屋根 アスファルト断熱防水 コンクリート押え
伸縮目地切り(一部陶板タイル貼り)
ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装
- 床 レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部 (エントランスホール)

- 天井 岩面吸音板
- 壁 大理石・人工大理石・石膏ボード貼り
- 床 大理石貼り(水磨き仕上げ)

内部 (地下1階展示室)

- 天井 グリッド天井
- 壁 石膏ボード貼り
- 床 タイルカーペット貼り

内部 (2・3階展示室)

- 天井 グリッド+ルーパー天井
- 壁 石膏ボード貼り
- 床 ナラ材貼り

収蔵庫環境

東京都写真美術館における収蔵庫、展示室及び外部倉庫に温湿度計測システムを設置、24時間自動管理。

5°C・40±5%RH	発色現象方式フィルム、白黒フィルム等フィルム全般、映像資料用フィルム類
10°C・50±5%RH	スクリーンプレート(オートクローム他)、ダイ・トランスファー・プリント、銀色素漂白方式印画、色素拡散転写方式印画、発色現象方式印画等の染料を使用した作品、ゼラチン乾板
20°C・50±5%RH	ダゲレオタイプ、カロタイプ、単塩紙、プラチナタイプ、サイアノタイプ、アンプロタイプ、ティンタイプ、鶏卵紙、ゴムプリント、カーボンプリント、3色カーブロプリント、ウッドバリータイプ、コロタイプ印刷、フォトグラビア印刷等の顔料を使用した作品、ゼラチン・シルバー・プリント、書籍、映像作品、乾板
22(冬)、23(夏)°C ・50±5%RH	作品の額装等
22(冬)、24(夏)°C ・50±5%RH	展示作品

●設備概要

昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台
ロープ式：3t
内法：W2.8m×D4m×H3.15m
- 2 車いす兼乗用エレベーター：2台
ロープ式：24人乗り(1.6t)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台
幅：1.2m(踏段幅：1.004m)

電気設備

- 1 受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz
変圧器容量：1,900kVA
契約電力：従量制
- 2 自家発電設備
始動方式：電気式
冷却方式：自己空冷式
燃料：特A重油1,950L
運転時間：7.5時間
- 3 蓄電設備
キュービクル式直流電源装置容量：200AH/10HR
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 ITV監視装置
- 12 音響・映像装置

空調設備

- 1 地域冷暖房システムより供給：冷水 / 蒸気
- 2 熱源
空冷ヒートポンプブラインモジュールチラー：2台
空冷式スクロール型冷凍機：4台
パッケージ型空調機：38台
全熱交換器ユニット：16台
- 3 空気-水方式 冷媒方式
- 4 中央監視設備(一部個別制御)

衛生設備

- 1 多目的トイレ、男子/女子トイレ
- 2 加圧給水ポンプ方式(上水、雑用水)
- 3 消火設備
 - ・屋内消火栓
 - ・スプリンクラー消火(NSシステム)
 - ・ガス消火設備
 - ・消火器

利用案内

●開館時間

展示室

10:00-18:00 (木・金曜は20:00まで)

※入館は閉館の30分前まで

図書室

10:00-18:00

閉架資料の請求・コピーサービス 10:00-11:30/13:00-17:30

(ただし、火・水は10:00-17:30)

ホール

10:00-21:00 (この間、複数回上映)

各上映によりスケジュールが異なります。

カフェ

10:00-20:00 (ラストオーダー 19:30)

ミュージアム・ショップ

10:00-18:00 (木・金は20:00まで)

●休館日

毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日休館)

年末年始および臨時休館日

●観覧料

展覧会・上映によって料金が異なります。

ホームページで各展覧会・上映の詳細をご確認いただくか、あるいは、総合受付でお問い合わせください。

●スタジオ

利用料:

午前(9:00-12:00) 4,500円

午後(13:00-17:00) 5,500円

夜間(18:00-21:00) 5,500円

全日(9:00-21:00) 14,000円

●交通案内

JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分
(恵比寿ガーデンプレイス内)

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分

東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分

恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分(田87)

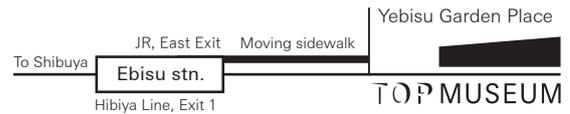
東京都写真美術館には専用の駐車場がございません。

お車でご来場の際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

●お問い合わせ

TEL: 03-3280-0099

HP: www.topmuseum.jp/



東京都写真美術館年報2016-17（平成28年度）

発行日：平成29年5月

編集：東京都写真美術館

製作：株式会社公栄社

印刷：光写真印刷株式会社

発行：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）



TOP MUSEUM